

国家戦略特区の取り組みについての説明会質疑記録

福岡地域戦略協議会事務局

日 時 2014年8月1日、8月4日

場 所 エルガーラ多目的ホール

1. 後藤事務局長より全体概要ならびに FDC としてのかかわり方、民間事業者の参画についてについて説明

2. 質疑応答

①8月1日の質問

(福岡観光コンベンションビューロー)

☆12 頁の記載に関して。エリアマネジメント団体として道路占有許可についての緩和が記されているが、これは実際の案件において、国家公安委員会への説明、承認取付など誰が進めていくことになるのか。

⇒個別には実施団体が交渉していくことになるが、そのテーブルには福岡市も入ってくることになる想定する。そもそも道路占有基準緩和によってユニークベニューとして活用し MICE を活性化させていこうという狙いもある。

☆出入国の簡素化など具体的に案件は誰が窓口となって交渉を進めていくのか

⇒交渉内容次第だが一旦 FDC で預かり市と調整することになるのではないかと。その際、FDC と市のどちらが国と相談するほうが良いかを見極めたうえで、公共性の観点から市が交渉すべきだ、とか民間としての発言に説得力がある、とかを判断していくことになるのだろう。

(西日本新聞)

☆第 2 回区域会議の開催が夏ごろとなっているが、これから何かを考えようとしても、もはや間に合わないということか。

⇒9 頁に記載しているのはスタート段階でのスケジュールであり、今後何度も区域会議が開催されていくことになる。つまり区域計画もどんどん追加し何度も変えていく。9 頁の『特区指定後の経緯と今後想定されるスケジュール』に記載されている流れが次々と継続されていくことになる。

☆説明内容はわかったが、ここに民間がどんな風に参画していくことができるのか具体的なイメージが湧かない。民間がどのようなカタチでの参画を想定しているのか。

⇒たとえば、天神のとあるビルが建て替わをしようと考えたとき、特区を活用した高さ制限の緩和についてそのビルの周辺の街区がとひとつにまとまることで街の再開発事業につなげていきます、という仕組みにしていくよう動きをイメージしてみしてほしい。あくまでひとつの例として。

(三井物産)

☆今後、区域会議メンバーに民間が入っていくのか、その際、民間団体はどのように参画していくことになるのか

⇒どんどん案を出していくことで民間からも区域会議メンバーに入っていく可能性は大。多くの案を出し、どんどん事業が行われていく状況に持っていけるかが肝心となる。

(福岡市より) 区域会議の下にワーキンググループを作ることも可能だが、今日現在ワーキンググループで検討する素材がない、という状況。

★国からのメニューに外国人医師・看護師の解禁が盛り込まれているが、どこまでの解禁が想定されているのか。それはどこに聞けばわかるのか

⇒この件についてはFDCとしては把握していない。ただし、どのような案件でも一旦FDCに聞いていただけるといいかと考える。あらゆる相談にも応じていくつもりだしサポートしていく。

また、ケースによっては直接福岡市の担当窓口と担当者を紹介することも想定している。

⇒(福岡市より) 挙がっている外国人医師の件については、特区でなければできないということではなく、臨床修練法?の拡充によって10月から全国的に取り組めるようになる。どこが拠点病院になるかはまだ明かされてはいないが。

(九電工)

★国家戦略特区の取り組みに個別企業からの参画はありうるのか

⇒単体での参画というよりは、企業グループあるいは街全体でまとまって、というスタイルかと考える。ただし、どのような案件でもFDCに相談いただければ、各所・各主体との調整はさせていただきます。

(九大学術研究都市機構)

★15頁の記載に関して。雇用労働センターとスタートアップについて詳しく教えてほしい

⇒国がはじめに用意した16のメニューの中に「雇用条件の明確化」が挙げられている。そこで福岡市がもともと進めていこうとしていた開業手続きのワンストップ化・スタートアップカフェと一体化することになった。

この件もそうだが、新たに創出する案件だけでなく、これまで進めてきた取り組みなどをこの国家戦略特区にからめていくことで実現の確率やスピードを高めていける、そういうツールとしてこの特区を捉えていただければいいかと思う。

(観光ンベンションビューロー)

★道路占有について、これまでの手順と比べてどの手続きが簡素化されるのか、どのように進めやすくなるのか、具体的なイメージが湧かない

⇒個別協議となるが、実績のある箇所については手続きが簡素化されることは考えられる。また、10頁の「福岡市における国家戦略特区推進体制(案)に構成員として『関係する国の 行政機関の長』という文言が記されている。道路占用許可基準緩和となると警察などが関わるので、区域会議メンバーに警察が入ってくると、個別だけでなく包括的に協議を進めることになる可能性があるのではないか。

(三井住友銀行)

★福岡市の資料16頁に記されている在留資格の「創業」について、実現性保証書発行するとあるが、誰が何を保証するのか

⇒以下 福岡市からの回答です。

現在福岡市が規制改革事項として提案しております、外国人起業家のための「在留資格の見直し」と合わせ、検討しているところです。具体的には、法務省に外国人起業家のための在留資格見直しを

行って頂くにあたり、福岡市が、一定の条件（①中小企業診断士による事業計画と事業資金のチェック、②福岡市と連携する不動産業者等で事務所及び住居を確保）を満たした外国人起業家に対し、入国管理局への在留資格の申請時に補助資料として提出できる保証書類(※)を発行することを想定しています。

(※)ここでいう保証とは、外国人起業家が在留資格「投資・経営」の要件を満たしていることを保証するものであり、事業の成功自体を保証するものではありません。

なお、上記の案は内部検討の段階であることをご承知ください。

(鳥栖市役所)

★外国人向け医療の件。医療で外国から人を呼び込むのが目的なのか、それとも福岡市で起業する外国人向けに医療を充実させることが目的か

⇒基本的には国内に居住している外国人むけの話だが、地域としてこれを使って創業を生み出していく、ということであれば、それはそれで施策として織り込んでいくこともあると思われる。

(九大学術研究都市機構)

★10 頁～11 頁の中でスタートアップに関して、九大の学生が創業することを想定した場合、大学がどんなふうに係ればよいのだろうか。

⇒仕組みをつくる特定事業者の一員として参加していくイメージではないだろうか。

(総合メディカル)

★ウォーターフロントの再開発と国家戦略特区はどのように絡み合っていくのかが見えない。

⇒現段階では何も決まっていない。ただし、政策パッケージの考え方を踏まえて、来年度成長戦略枠で 4 兆円の国家予算に絡めて国からの支援を獲得しに行くことは考えらる。

国家戦略特区を活用することで、これまで動かなかったウォーターフロントを始動させる、そういう考えで、ぜひとも特区を活用していきたい。

8 月 4 日の質問

(ホークスタウン)

★福岡市が戦略特区として位置付けられるのはいつ頃までなのか

⇒(福岡市より) 集中取り組み期間は 2 年間だが期限を定められているわけではない。

ただし、進んでいかないと特区指定を剥奪されてしまうこともありうるようだ。

★特区の動きに福岡県が入ってきていないように感じるが、本来は県も入るべきではないのか。

⇒県知事は区域会議のメンバーに入っているが、6 月の会議には出席されなかった。

うまく巻き込んでいくことが大切だ。

★10 頁、11 頁 福岡市の特区推進本部に MICE ビジネス部会が入っているが、特区でどういうことが考えられるのか。

⇒今回、国家戦略特区指定に際して福岡市に示された区域方針は創業と MICE の 2 本柱になっていることもあり、担当部署が検討を進めていると考える。

★入国審査が最近厳しくなっていると聞く。戦略特区で入国審査を簡素化するという方針は現場に降りてき

ていないのではないかと。そうであるならば誰がそれを担うのか。

⇒本来的には内閣が進めていく。ただし、役所間の壁など現場レベルでは様々な障害や意識のズレがあるだろう。ただ視点を変えればこれをうまく活用してやろう、と考える人も出てくるだろう。
とにかく国家戦略特区を使い、4兆円の予算など国の支援を獲得するため自分たちで工程をつくっていくくらいでないと、成果は大きくなりにくいと考えている。

(竹中工務店)

★民間で都市開発などに取り組もうと考えたとき、まずは窓口としてFDCに相談するということがよいのか、頼ってよいのか

⇒その通り。ただ福岡市都心再生課にもワンストップ窓口は設置しておられるのでそちらも活用することもありだと思う。

(フリーライター)

★初期メニューと追加メニューがあるが、初期メニューはすべて実現させなければならないのか

⇒必ずしもやらなくてもいいが、あまりにも進捗しないようだと特区自体を剥奪されてしまう恐れもある。

★外国人の医療提供について素案には入っていないが今後入ってくるのか

⇒初期メニューに入っている以上、今後取り組んでいくことになるだろう。

★民間が主役ということだが、福岡でこれまでに申し込んだ民間はいるのか

⇒現状、区域会議の特定事業者は福岡観光コンベンションビューロー、We Love天神、博多まちづくり協議会、御供所まちづくり協議会の4事業者のみだが、民間事業者にどんどん活用してほしいしどんどん提案してほしい

⇒(福岡市より)

市民に対する意見募集では234件の提案が寄せられたが、福岡市に対するクレームのような内容のものも多く、なかなか採用できるものが見当たらない。さきほどから話に出てきている「制度自体がよくわからない」ということが根底にあるのだろう。

★スタートアップカフェに参入することができるのか。

⇒すでに業者を公募している。

★国家戦略特区はほんとうに進んでいくのか。

⇒区域会議には国がしっかりと入り込んでいるので本気であることに間違いはない。

(福岡市より)ただし、どんどん案を出してほしい反面、国がメンバーに入っているのも簡単に区域会議に寄せられない、と判断されてしまう案件もでてくるようだ。

(九州電力)

★FDCは、民間を巻き込んでいく中で出てきた意見やアイデアをどのようにして議論していくのか。

それは11頁の図の中でどのように位置づけられるとともに、どのような受け止め方がされていくのか。

⇒ビジョンそのものの作成については、福岡市は幅広く声を聴いてブラッシュアップして行きたいと考えているが、FDCとしての具体的なプロセスは未だ決まっていない。実質の方では、区域会議での話し合いにおいて、特区大臣と市長での協議だけでは限界がありそうなことでも、民間がまとまって国にモノを申し込んでいくことで突破できていく可能性もでてくるだろう。

その意味からも民間がバラバラに発言するのではなく、地域としてまとまって攻めていくことが大切。

国も FDC の取り組みを評価していることもあり、その点からも担う役割は大きいものと考えている。

(日本コンベンションサービス)

☆福岡市の体制図の中にあるそれぞれの部会がうまく機能しているのか

⇒国との調整や区域会議開催などで福岡市特区

推進本部は6月、7月は繁忙が続いていたようだ。現在の素案は、インパクトが小さいとの声も多く、これから取り組みを加速させてくれるものと思っている。

☆市の体制図の中にグローバル環境部会とあるが、今後環境問題も中心的課題に据えるということか。

⇒これはグローバルビジネスに対応する都市づくりを検討しているところであり、地球環境問題を扱うところではない。外国人の住みやすい環境の整備などを検討していく。

(福岡地所)

☆進め方としてはスタートメニューに今後新たな事業などを追加していく、という理解でよいか。

⇒その通りです。

☆スケジュールとしては、2年かけてプランをつくるということか。

⇒それは違う。2年というのは重点的な推進期間。その間にどれだけの事業に取り組んでいけるかが問われている。

(九経連)

☆10頁の推進体制図でみる限り、区域計画を提出する段階では民間の事業主体は参加できないということか。

区域計画の認定をうけた後、参画していく、ということか。

⇒計画申請にあたっては当然事前に当事者間で協議していくことになるだろうから、計画申請時点においては区域会議メンバーでなくても、認定されその後実行に移るどこかのタイミングでは参画することになるはず。

(We Love 天神協議会)

☆認められた事業は、実施できる期間が限定されているのか。単年で終了したりすることはないのか

⇒現段階では期間についての定めはない。その事業が MICE 振興に役立つと判断されれば継続して実施されていくことになると想定される。

(日立)

☆2020年の東京五輪開催を活かしつつ福岡市の国家戦略特区とどう結び付けていくか、といった考えは盛り込まれているのか、あるいは議論されているのか

⇒国家戦略特区に指定されたからどうするこうするということではなく、これまで進めてきた取り組みをどうやったらと特区に関連づけることができるか、という考え方が大事になる。

福岡市のビジョン(案)も平成30年を見据えており、FDCも2020年を地域戦略の目標年としているので、その延長線上で東京五輪に際してもおそらく結び付けていくことになるだろう。

(石本建築設計事務所)

☆在留資格について、就業するための日本語検定が厳しく 3~5 年でやむをえず帰国した外国人看護師の再招致などが可能となるのか、

⇒この国家戦略特区制度は、制度と事業を同時に議論しなければならないところが最もわかりにくい点であると認識している。問いかけに対して、検討はできるが、誰かがそれをやりたいと申し出てきたときにはじめて検討が始まる。

アイデアがあったら「どうすれば特区としてから絡めていけるか」という思考方法をしていかなければならないと思っている。